

市民税・県民税申告書は できる限り郵送で提出してください

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市ホームページなどから市民税・県民税申告書を作成できる方は、郵送での提出にご協力ください。

申告方法／3月15日(月)(当日消印有効)までに、申告書に、住所・氏名など必要事項を記入し、押印のうえ、水戸市市民税課(〒310-8610)へ

添付書類／マイナンバーを確認できる書類の写し、給与・年金収入のある方は源泉徴収票

※医療費控除や生命保険料控除などの所得控除を受けようとする場合は、必ず医療費控除の明細書や各種控除の証明書などを同封してください。

※申告書の写しの返送を希望する方は、返信用封筒(宛先を記入し、84円切手を貼ったもの)を同封してください。

インターネットで市民税・県民税の 試算と申告書の作成ができます

市民税・県民税の試算と申告書の作成を、市ホームページから行うことができます。作成した申告書は、印刷して窓口または郵送で提出することができます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

※令和3年度版の利用開始は、1月下旬を予定しています。

※電子申告には対応していません。



ご注意ください

市民税・県民税の申告書を提出しても、所得税の還付申告にはなりません

水戸税務署からの
お知らせ

所得税等の確定申告

問合せ／水戸税務署(北見町1、☎231-4211)
※自動音声案内。

期間／2月16日(火)～3月15日(月)

※土・日曜日、祝日を除く。2月21日(日)・28日(日)は開設。

時間／午前9時～午後4時

場所／中央ビル4階(泉町2)

確定申告会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。入場整理券は、申告会場での当日配付のほか、事前にLINEで取得することができます。取得方法など、詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/index.htm>)をご覧ください。



■確定申告にはe-Taxをご利用ください

e-Taxでは所得税などの申告を、インターネットをとおして行うことができます。新型コロナウイルスへの感染予防の観点からも、自宅などから申告できるe-Taxを、ぜひご利用ください。

▼マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方が利用できます。

▼ID・パスワード方式

マイナンバーカードやICカードリーダーがなくても利用できます。平成31年1月以降に、税務署の申告会場(中央ビル4階会場)で確定申告を行った方には、ID・パスワードを交付しています。交付したID・パスワードは「ID・パスワード方式の届出完了通知」で確認できます。

※詳細は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。



確定申告相談・受付は中央ビルで行います



ご協力ください

- ・原則として、会場では来場者自身がパソコンを操作し、申告書を作成してください
- ・会場には駐輪場・無料駐車場がありませんので、公共交通機関などをご利用ください
- ・2月16日(火)～3月15日(月)は、水戸税務署庁舎での確定申告相談・受付は行っていません

1月18日(月)～2月15日(月)に、水戸税務署内に申告会場を設置し、還付申告の相談・受付を行います。入場には、「入場整理券」が必要です。取得方法など、詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

※当日の配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります。

申告が必要な方

令和3年1月1日現在、市内に居住する方は、原則、令和2年中の収入について、3月15日(月)までに、市民税・県民税の申告が必要です。例えば、次のような方が対象となります。

- ①事業(営業等・農業)を営んでいる方
- ②不動産所得のある方
- ③利子所得、配当所得(道府県民税配当割が前年中に課税されていないもの)のある方
- ④原稿料、講演料、互助年金、個人年金などの雑所得のある方
- ⑤懸賞当選の金品、生命保険や損害保険契約の一時金・満期返戻金などの一時所得のある方
- ⑥給与収入などのほかに所得があり、その金額が20万円以下の方(20万円を超える場合は確定申告が必要)
- ⑦公的年金等の収入が400万円以下で、その他に所得があり、その金額が20万円以下の方(20万円を超える場合は

確定申告が必要)

- ⑧土地・建物などの資産を譲渡した方(公共事業などによる譲渡所得が特別控除額以下の方を含む)
- ⑨市内に事務所・事業所または本人や家族が居住できる家を有する方で、水戸市に住民登録がない方
- ⑩市民税・県民税の所得控除(医療費控除や扶養控除、雑損控除など)を受けようとする方
- ⑪上場株式等の特定配当等または特定株式等譲渡所得金額のある方で、所得税と異なる課税方式(申告不要制度適用、総合課税、申告分離課税)を選択する方 ※納税通知書または特別徴収税額通知書が送達されるまでに、所得税の確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出する必要があります。

申告が必要な方で、申告書が届いていない場合は、申告書を郵送しますので市民税課まで連絡してください。

申告が不要な方

「申告が必要な方」に該当する方でも、次のような方は市民税・県民税の申告をする必要はありません。

- ①令和2年分の所得税の確定申告書を提出する方
- ②給与収入のみで、勤務先から水戸市へ令和2年分の給与支払報告書(年末調整が済んでいるもの)が提出されている方 ※複数ある場合はそのすべて。
- ③公的年金等の収入のみの方(外国からの年金を受給している方を除く)
- ④収入のない方または非課税収入(遺族年金、障害年金など)のみの方で、令和3年1月1日現在、水戸市に住民登録

している方に扶養されている方

※①～③に該当する場合でも、申告が必要となる場合があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。



※④に該当する場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・就学援助・公営住宅・医療福祉費助成制度(マル福制度)などの保険料算定や料率区分判定のために、非課税と決定される必要がある方または所得証明書が必要な方は申告が必要です。

申告に必要なもの

- ①令和3年度市民税・県民税(国民健康保険税)申告書
- ②印鑑(朱肉を使うもの)
- ③申告者のマイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
- ④令和2年分の給与や年金収入が分かるもの(源泉徴収票など)
- ⑤収入や支出が分かる書類(事業・不動産所得の収支内訳書・帳簿・領収書など、配当所得・雑所得・一時所得などの受取り金額や経費が分かるもの)
- ⑥医療費控除、生命保険料控除などの所得控除等を受けられる場合は、医療費控除の明細書や各種控除の証明書など(医療費控除を受ける場合、医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書などの添付が必要) ※水戸市国民健康保険に加入している方で、医療費通知を添付する場合、4ページ「医療費控除の申告には医療費通知を利用できます」をご覧ください。
- ⑦日本国外に居住する親族を扶養親族とする場合は、親族関係書類と送金関係書類(外国語の場合、日本語の翻訳文も必要)

市の申告会場で確定申告を提出する方は 利用者識別番号の事前取得が必要です

市の申告会場(出張申告会場を含む)で受付している簡易な内容の確定申告は、国税庁が発行する「利用者識別番号」を利用し、電子データで税務署へ提出しています。市の申告会場で確定申告を行う予定があり、利用者識別番号を取得されていない方は、事前に、利用者識別番号を取得してください。市民税・県民税の申告をする方は、番号の取得は必要ありません。

利用者識別番号の取得方法は、国税庁e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。ご自身での取得が難しい場合は、市の申告会場でも取得できます。

・既に利用者識別番号をお持ちの方は、税務署の「確定申告のお知らせ(はがき)」など、番号が分かる書類をお持ちください

・令和元年分の申告の際に、市の申告会場で利用者識別番号を取得した方は、新たに取得する必要はありません